

経済財政政策部局の動き

経済対策・補正予算の進捗状況について

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付
参事官（経済対策・金融担当）付

上原 稜啓

はじめに

2023年11月に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」は、「物価高から国民生活を守る」、「地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する」、「成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する」、「人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する」、「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する」の5本の柱で構成される。省庁間・制度間の連携を重視するとともに、予算措置に加え、賃上げや生産性向上・供給力強化に焦点を当てた税制措置、デジタル技術の社会実装を促す制度・規制改革（2013年以降の経済対策で最多の36項目）が盛り込まれ、日本経済が、長年続いてきたコストカット型の経済から、活発な設備投資や賃上げ、そして人への投資による経済の好循環が実現する、熱量溢れる新たなステージへ移行するためのスタートダッシュを図ることとしている。経済対策・金融担当では、本対策とそれを具体化する令和5年度補正予算（2023年11月成立）等の迅速かつ着実な実行に向け、本対策に盛り込まれた主要施策に係る進捗状況のフォローアップ調査を2024年1月から毎月行い、その結果を取りまとめて公表してきた¹。

本稿では、進捗状況調査の概要及び集計結果について紹介する。

予算事業の進捗状況調査について

経済対策・金融担当では、令和5年度補正予算に計上された事業のうち、予算額100億円以上又は各種PR資料に掲載されている主要137事業（予算額の約9割をカバー）について、その進捗状況を「着手」、「契

約準備」、「契約開始」の3段階に分類することとした（図1）。そして、各事業の予算執行を担当する府省庁より、上記整理に従った進捗段階の報告を受け、各事業の執行に至る過程を把握してきた。

なお、複数の事業や契約からなる施策については、当該施策において最も先行している事業や契約に基づいて進捗段階を機械的に当てはめるのではなく、当該施策の性質上「代表的な事業」や「代表的な契約」の進捗状況等を踏まえ、各府省庁の判断において進捗段階を選択することとした。また、国から地方公共団体を經由して予算を執行する事業については、地方公共団体の事務負担を考慮し、「契約準備」段階の集計は行わず、「契約開始」段階に至った事業について毎月末時点の調査を行った。

図1 各進捗段階の定義

着手	国において執行団体採択のための公募・採択・交付決定等を行った段階
契約準備	執行団体において、実際に事業を実施する民間企業等の公募・入札公告等を行った段階（国が直接、民間企業等と契約を行う事業類型においては、国において、公募・入札等を行った段階）
契約開始	実際に事業を行う民間企業等と契約締結を行った段階（国から地方公共団体を經由して執行する事業類型においては、契約等を済ませた地方公共団体数が、契約等を行う予定の地方公共団体数の過半となっている段階）

予算事業の進捗状況の推移

2023年12月末、2024年3月末、6月末、7月末見込み（6月末時点調査の結果）の各時点の進捗状況の推移を図2にまとめた。

その推移をみると、補正予算が成立した約1か月後（12月末）に7割半ば、年度内（3月末）にはほぼ全ての事業が「着手」段階に達した。また、事業の契約に向けた状況をみると、年度内に6割半ば、6月末に約9割の事業が「契約準備」段階に達し、7割半ばの事業が6月末で「契約開始」段階に達した。そして、7月末までに9割半ばの事業が「契約準備」段階まで達し、8割半ばの事業が「契約開始」段階に達するという結果であった。

つぎに、得られた集計結果を踏まえた筆者の気づきを紹介する。

物価高騰への施策（第1の柱：「物価高から国民生

1 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日）の進捗状況
<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/followup/followup11/followup11.html>

活を守る」)は、事業の性質上、特に早期の執行が期待される。実際、当該事業の執行は5本の柱のなかでも相対的に早く、6月末で全て「契約開始」段階に至った。

そして、7月末見込みで事業の事務局に係る公募・採択段階(「着手」段階)に留まると整理された複数の事業についても、そのほとんどで実質的には事業の進捗が認められた。例えば、地方公共団体において交付決定には至っていないものの、交付決定を見据えて契約締結が進むなど、事業の一部は実行段階に進んでいるという実態にある事業が複数存在した。また、地方公共団体の事務負担軽減のため担当府省庁が地方公共団体への毎月末の調査を行っていないことから、地方公共団体における契約締結状況の把握が約2、3か月遅れとなり、調査時点では進捗段階への反映に至っていないものの、令和4年度第2次補正予算に係る同様の事業の前年同時期の進捗状況に鑑みると、実際の進捗としては「契約開始」段階にあると推認される事業もあった。

一方、執行に時間を要している事業では、補助対象となる事業自体に遅れが生じている、公募が開始されても応募者が想定より少なかった、といった事情もみられた。

図2 予算事業の進捗状況の推移

	12月末 時点	3月末 時点	6月末 時点	7月末 見込み※
着手	7割半ば (74.5%)	ほぼ全て (99.2%)	全て (100%)	全て (100%)
契約準備	約3割 (31.4%)	6割半ば (65.0%)	約9割 (89.1%)	9割半ば (95.6%)
契約開始	約1割 (13.1%)	約4割 (37.2%)	7割半ば (74.5%)	8割半ば (84.7%)

※「7月末見込み」は6月末時点調査の結果。
(備考) 主要137事業のうち、各進捗段階にある事業の割合。

制度・規制改革、税制改正の進捗状況

つづいて、制度・規制改革と税制改正について6月末時点での進捗状況の集計結果を紹介する(図3)。

制度・規制改革について、6月末に約8割の項目が、制度・規制改革に必要な法案提出、法令・告示等の見直し、事務連絡の発出などが終了した段階に達した。進捗状況の傾向として、複数の府省庁に関係する項目は、具体的な制度設計や法制化に時間を要していた。

また、税制改正については、令和6年度税制改正法案(政省令含)、関連法案(産業競争力強化法等一部改正)が第213回通常国会において全て成立した。賃上げ促進税制の強化、ストックオプション税制の利便性向上及び事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限の延長は2024年4月1日から適用開始済み、所得税・個人住民税の定額減税は同年6月1日から適用開始済み、戦略分野国内生産促進税制は同年9月2日から適用開始済み、イノベーションボックス税制は2025年4月1日に適用開始予定となっている。

図3 制度・規制改革、税制改正の進捗状況(6月末時点)

制度・規制改革	
法案提出、法令・告示等の見直し、事務連絡の発出、制度的な措置・手当てなどが終了	約8割 (80.5%)
制度改正に向け、パブリックコメント、各種調査、報告書とりまとめなどを実施	1割半ば (13.9%)
制度改正の方向性等の検討を進めている	1割弱 (5.6%)
税制改正	
法案(政省令含)、関連法案が成立	全て (100%)

おわりに

経済対策・金融担当においては、本調査を通して、総合経済対策・補正予算に盛り込まれた各施策の迅速かつ着実な実行に向け、進捗管理を行ってきた。総合経済対策が早期執行を重視しているのはもちろんのこと、補正予算の編成について、財政法第29条第1号では、「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出」、と緊要性を要件として規定している。これらの趣旨に鑑みれば、経済対策の効果が速やかに発現するよう、各施策の迅速な執行に向けて取り組むとともに、事業の性質や状況の変化に応じて着実な執行を促していくことが重要である。そうした点で、各府省庁との連携・協力のもと各施策の進捗状況を着実に把握することは、高きに登るは必ず低きより、行政運営の基礎として大切なことだと感じられた。

上原 稜啓(うえはら たかひろ)